

田布施町立麻郷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成30年2月改訂
平成30年4月一部改訂
令和2年6月一部改訂
令和3年6月一部改訂
令和4年8月一部改訂
令和6年10月一部改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。そこで、いじめは決して許される行為ではないという共通認識の下、全教職員、保護者、地域が一体となって、いじめを受けている児童がいる場合は最後まで守り抜くとともに、いじめを行っている児童に対しては毅然とした指導を行っていかねばなりません。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が主体となる授業づくり、学校行事を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、毎学期の教育相談週間・定期的な生活アンケートの実施等の早期発見のための取組を進めてきました。また、いじめを発見した場合にはいじめられた児童に徹底的に寄り添いながら、解決に向けた取組を行ってきたところです。

しかしながら児童を取り巻く環境に目を向けると、近年、スマートフォン等を通じてのインターネット上のコミュニケーションに係るトラブルが発生するなどのいじめにつながる新たな課題も見られるようになってきました。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することが必要です。そこで「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、平成29年3月に改訂をされた国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、教員のいじめ認知力の向上や事案の抱え込み防止等の新たな項目を加え平成29年12月に改訂された「山口県いじめ防止基本方針」及び「田布施町いじめ防止基本方針」を受けて、本校のいじめ防止に向けた取組といじめが発生した際の取組が、これまで以上にきめ細かく、組織的で迅速かつ的確なものとなるよう「田布施町立麻郷小学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

けんかやふざけ合い、いじりと言われる行為であっても見えないところで被害が発生している場合もある。そのためその背景にある事情を調査し、児童が感じる被害の受け止めの深刻度に着目することが必要である。そこで、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行

う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた児童への教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、学校の全教職員と保護者、地域住民が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識と、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という意識を共有することが必要である。その上で学校においては、未然防止の観点からすべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築していくことが必要である。

そのため学校は、相談窓口の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図っていく。

また、保護者は子供たちを見守っている学校や地域の人々と情報交換に努め、根絶をめざし互いに補完しあいながら協働していくとともに、どの児童もいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、「いじめに加担しないこと」、「いじめ被害などの悩みを周囲の大人に相談すること」などの指導を日頃から行っていく。

さらに、地域は子供たちの成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めるように

する。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、町教育委員会等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置く。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ対策委員会

校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

・ 構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、学級担任及び該当学年主任

※必要に応じ、その他教職員、学校運営協議会委員や保護者、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

※外部専門家とは…スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、民生委員、児童委員、人権擁護委員等

・ 役割

- ◇ いじめの未然防止や、いじめを起こさない・許さない環境づくり
- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめに関する情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や事実関係の聴取による事実関係の把握、いじめの認知
- ◇ 被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・方針の決定と保護者との連携といった対応の実施
- ◇ いじめ防止等に係る研修の企画・実施
- ◇ 学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

2 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

3 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 児童の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

4 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止（いじめの予防）

（1）教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実

- ・ 全教職員が「いじめ防止推進法」の内容を理解し、いじめの予防やいじめの問題に適切に対応できるよう、県教委作成の「問題行動等対応マニュアル」や「Stop!!いじめ～今日からできる10のポイント」等の指導資料を活用して、計画的かつ臨機応変に校内研修を行う。

（2）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 生徒指導は、全教職員が全児童を対象に全ての教育活動を通して行うものであり、開発的・予防的な視点に立ち、特に児童がいじめを訴えてきたりいじめが発生した場合には、通常の業務に優先してその対応を図る。
- ・ 校長のリーダーシップの下、平素より生徒指導・教育相談体制の充実・強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、幅広く外部専門家の協力を得られる体制の拡充に努める。
- ・ 切れ目のない支援体制を構築するため、幼保小中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。
- ・ 学校評価に、日常の児童理解、未然防止や早期発見及びいじめが発生した場合の取組状況等を位置づけ、PDCAサイクルによる検証を行い、恒常的な改善を図る。

（3）教育活動全体を通じた取組

- ・ 児童がいじめの問題を自分ごととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育や体験活動を通して豊かな情操と道徳心、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 児童が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動、クラブ活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPY（県独自の体験学習法）のアクティビティ等を活用した人間関係づくりに重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ インターネットやスマートフォン等を通じた誹謗中傷、個人情報の流出等のいじめ防止に向けて、道徳教育・人権教育・情報教育等により計画的に取り組むとともに、保護者啓発も含めた外部講師による情報モラル教室等の開催等を工夫する。

（4）家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校運営協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見（把握しにくいいじめの発見）

（１）校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、週一アンケート、各学期の教育相談に取り組むとともに、担任を中心に全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。

（２）家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

※いじめの３つのレベル

【レベル１】日常的衝突としてのいじめ

- ・ 社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場において、しばしば見られる日常的な衝突の中で、いじめの定義に照らしていじめと認知するもの。

【レベル２】教育課題としてのいじめ

- ・ 児童間のトラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応を必要とするもの。

【レベル３】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

- ・ 認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、またはいじめに起因して児童の欠席が続くなどの最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

（１）早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会に報告を行わなければならない。いじめ対策委員会は情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、全校体制で解決に向けて取り組む。また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

（２）いじめへの対応

- ・ いじめられている児童を守り抜くとともに、いじている児童に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や、見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている児童の心のケア、いじている児童の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた児童からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。
- ・ いじている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

（３）地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 管理職や地域連携担当教員の主導の下、学校運営協議会と課題を共有しながら、地域ぐるみで問題

を解決するコミュニティ・スクールの仕組みを活用した取組を推進する。

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている状態と捉える。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- ・ 相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の状況によりさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。また、この期間が経過するまでは、教職員は被害・加害児童の状況を注視する。行為が止んでないと判断した場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

（2）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者と面談等を行い、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ・ 学校は被害児童の安心・安全を確保する責任を有し、いじめ対策委員会を中心に、いじめが解消に至るまで対処プランを策定し確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、全教職員は被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察していく必要がある。

3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 重大な被害…「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
 - ※ 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かについては、いじめ対策委員会において情報収集や事実確認を行うとともに、速やかに町教育委員会に報告し、「田布施町調査委員会」が判断をする。

学校は、「田布施町調査委員会」等の指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ防止対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、重大事態への対応については、「田布施町いじめ防止基本方針」に基づいて行うこととする。

Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの防止及びいじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA組織や学校運営協議会においても情報共有と検証を行うことで、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。また、幼保小中連携組織の機能を活用し、幼児期からいじめに関する相談ができるようにするとともに、進学に際しては情報を共有し、継続的な支援ができるようにしていく。

さらに、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

1 本校の相談窓口

田布施町立麻郷小学校	0820-52-2210
------------	--------------

2 関係機関等の相談窓口

○ 24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1202
○ 田布施町教育委員会（学校教育課）	0820-52-5812
○ こどもの人権110番（山口地方法務局）	0120-007-110
○ サイバー犯罪対策室（山口県警本部）	083-922-8983
○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）	0120-49-5150
○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1240
○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	083-933-4531
○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@center.ysn21.jp

3 いじめの防止等に向けた年間計画

令和6年度田布施町立麻郷小学校いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 校内委員会（情報共有） プロジェクト会議	オリエンテーション（1年）	学校いじめ防止基本方針の通知 PTA役員会・企画会 学校だより	補導委員会 担当者確認 （警察等関係機関）
5	ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議	児童集会（全学年） 宿泊学習（5年）	PTA企画会 学校だより	学校運営協議会 SC訪問
6	ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議	運動会（全学年） 教育相談週間①（全学年）	学校だより	小中連携協議会 SC訪問
7	いじめ対策委員会 ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議	いじめに関するアンケート（全学年）	保護者懇談会（全学年） 学校評価アンケート PTA役員会・企画会 学校だより	町生徒指導主任会 補導委員会 SC訪問

8	ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議			学校運営協議会
9	ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議		PTA役員会・企画会 学校だより	SC訪問
10	ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議	修学旅行（6年）	学校だより	学校運営協議会 SC訪問
11	いじめ対策委員会 ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議	教育相談週間②（全学年）	PTA企画会 学校だより	SC訪問
12	ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議		保護者懇談会（全学年） 学校評価アンケート PTA企画会 学校だより	町生徒指導主任会 補導委員会
1	いじめ対策委員会 ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議		学校だより	SC訪問
2	ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議	教育相談週間③（全学年） ボランティア清掃（6年）	PTA役員会・企画会 学校だより	学校運営協議会 小中連携協議会 SC訪問
3	ミニ校内委員会（情報共有） プロジェクト会議	卒業式 児童集会（全学年）	学校だより	町生徒指導主任会 小中連携協議会 補導委員会